

## 住所不明組合員の脱退処理の公告

定款第 10 条第 2 項および「住所不明組合員の脱退手続きに関する規約」  
にもとづき、2016 年以降住所の所在が確認できず、2019 年 1 月 20 日までに  
住所変更の申し出がない組合員を、2019 年 3 月 20 日をもって自由脱退処理  
をおこなう予定であることを公告いたします。

なお、該当の組合員より住所変更の申し出がされ、住所の確認がされた場  
合は脱退処理の対象から除外します。

2019 年 1 月 20 日

生活協同組合 コープみえ

理事長 西川 幸城